

廃止（休止・再開）届

必要書類・提出方法

令和5年10月版

届出用紙は、横浜市ホームページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/shinsei/kyotaku/>

内「書式ライブラリー」からダウンロードできます。

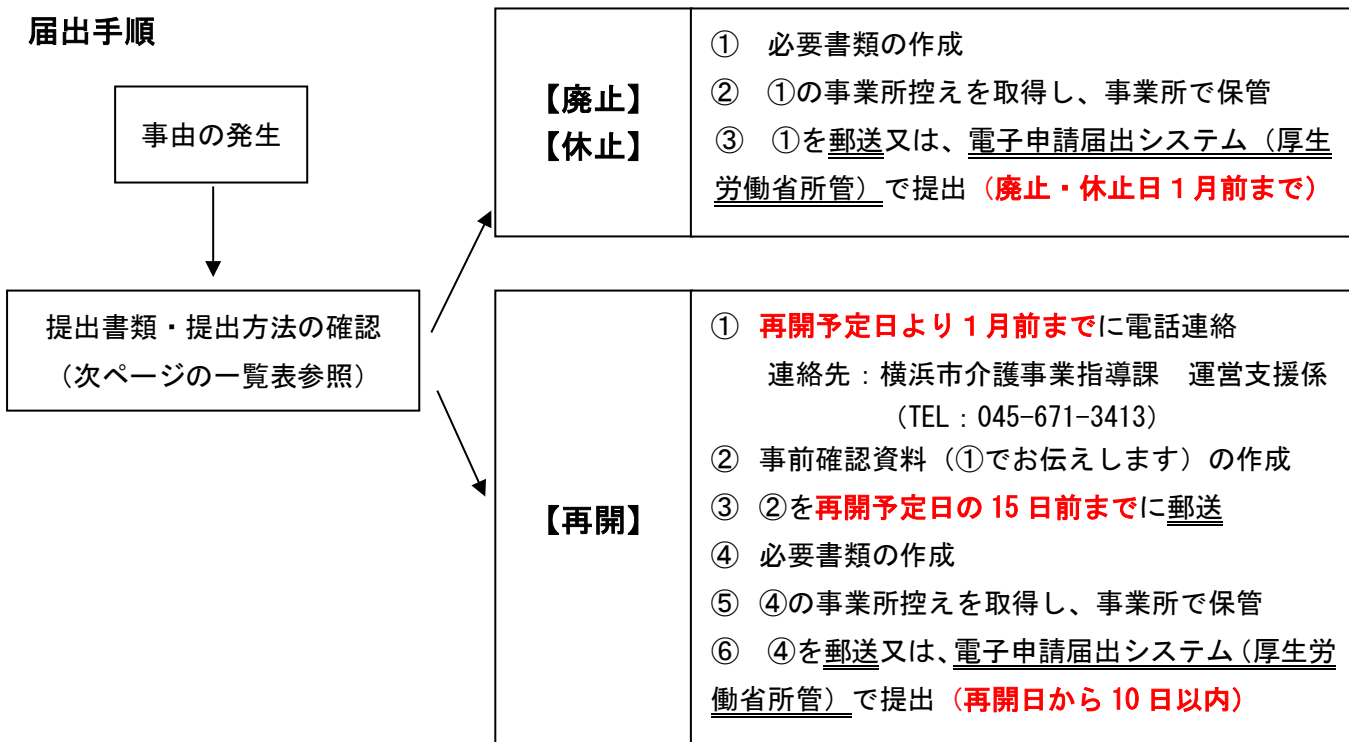
返信用封筒は、届出の受理書を返送するために使用します。（電子申請届出システム（厚生労働省所管）で届出の場合、添付不要）

長形3号封筒に**84円分の切手**を貼り、返信先の宛先を明記のうえ同封してください。

1 届出が必要な事項、届出時期、必要書類、提出方法

⇒ 次ページの一覧表で確認してください。

2 届出手順



※郵送で届出を行う場合には、末尾の宛名ラベルをご活用ください。

郵送で届出を行う場合

廃止・休止・再開（提出方法・必要書類）

届出内容	提出方法	必要書類		備考
		届出用紙	添付書類	
1 廃止届	廃止日の1月前までに、郵送	<ul style="list-style-type: none"> ・管理票 ・第4号様式（居宅サービス用） ・第3号様式（総合事業用） ・第3号様式（居宅介護支援用） 	<ul style="list-style-type: none"> ・返信用封筒 	<p>※処遇改善加算の算定を受けている事業所を廃止する場合 介護職員処遇改善加算の変更に係る届出が必要です。</p>
<div style="border: 2px solid black; padding: 10px;"> <p>【注意事項】介護保険法以外の法令に基づく届出が必要な場合</p> <p>(1)生活保護法等の指定介護機関について 本届出とは別に、生活保護法等指定介護機関廃止届出が別途必要です。 問い合わせ：横浜市 生活支援課 TEL：045-671-4088</p> <p>(2)訪問看護ステーションについて 本届出とは別に、健康保険法に基づく廃止届出が別途必要です。 問い合わせ：関東信越厚生局神奈川事務所 審査課 TEL：045-270-2053</p> </div>				
2 休止届	休止日の1月前までに、郵送	<ul style="list-style-type: none"> ・管理票 ・第4号様式（居宅サービス用） ・第3号様式（総合事業用） ・第3号様式（居宅介護支援用） 	<ul style="list-style-type: none"> ・返信用封筒 	<p>※休止期間は最大で6月間。 ※休止期間の終了日の1月前までに事業継続可否を検討し、改めて再開届又は廃止届を提出すること。</p>
3 再開届	医療みなし （訪問看護、居宅療養管理指導訪問・通所リハビリテーション）	再開日から10日以内に、郵送	<ul style="list-style-type: none"> ・管理票 ・第3号の2様式（居宅サービス用） ・第2号の2様式（総合事業用） ・第2号の2様式（居宅介護支援用） 	<ul style="list-style-type: none"> ・返信用封筒
	その他 （介護老人保健施設による訪問・通所リハビリテーションを含む）	<p>【電話連絡】 ↓ 再開日から10日以内に、郵送</p>		

電子申請（厚生労働省所管）で届出を行う場合


廃止・休止・再開（提出方法・必要書類）

届出内容	提出方法	必要書類		備考
		届出用紙	添付書類	
1 廃止届	廃止日の1月前までに、電子申請システム（厚生労働省所管）	申請画面に沿って入力することで、別に添付する必要がなくなります。		※処遇改善加算の算定を受けている事業所を廃止する場合 介護職員処遇改善加算の変更に係る届出が必要です。
<p>【注意事項】介護保険法以外の法令に基づく届出が必要な場合</p> <p>(1)生活保護法等の指定介護機関について 本届出とは別に、生活保護法等指定介護機関廃止届出が別途必要です。 問い合わせ：横浜市 生活支援課 TEL：045-671-4088</p> <p>(2)訪問看護ステーションについて 本届出とは別に、健康保険法に基づく廃止届出が別途必要です。 問い合わせ：関東信越厚生局神奈川事務所 審査課 TEL：045-270-2053</p>				
2 休止届	休止日の1月前までに、電子申請システム（厚生労働省所管）	申請画面に沿って入力することで、別に添付する必要がなくなります。		※休止期間は最大で6月間。 ※休止期間の終了日の1月前までに事業継続可否を検討し、改めて再開届又は廃止届を提出すること。
3 再開届	医療みなし （訪問看護、居宅療養管理指導訪問・通所リハビリテーション） その他 （介護老人保健施設による訪問・通所リハビリテーションを含む）	再開日から10日以内に、電子申請システム（厚生労働省所管）	申請画面に沿って入力することで、別に添付する必要がなくなります。	※書類提出前に、必ず本市に電話連絡を行ってください。
		【電話連絡】 ↓ 再開日から10日以内に、電子申請システム（厚生労働省所管）		

☆郵送用ラベル こちらをコピーの上、ご活用ください。（※）

〒231-0005
横浜市中区本町 6-50-10 16F
横浜市 健康福祉局 介護事業指導課
居宅サービス担当 行

< 廃止・休止・再開 届在中 >



（廃止 ・ 休止 ・ 再開 のいずれかを○で囲んでください。）